

医師等医療機関職員の働き方改革推進本部設置規程

令和元年 11 月 27 日
一部改正 令和 6 年 1 月 19 日
厚生労働大臣伺い定め

(設置)

第 1 条 医師への時間外労働の上限規制の適用が開始される 2024 年 4 月までにすべての勤務医の時間外労働の時間数が、適用が予定されている上限時間数以下となり、医師を始めとする医療機関職員の健康と地域医療の確保が確実になされるよう、医療機関職員の働き方改革を効果的に推進することを目的に、医師等医療機関職員の働き方改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(組織)

- 第 2 条 本部は、本部長、本部長代行、本部長代理、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 2 本部長は、本部の事務を総括するものとし、濱地雅一厚生労働副大臣をもって充てる。
 - 3 本部長代行は、宮崎政久厚生労働副大臣をもって充てる。
 - 4 本部長代理は塩崎彰久厚生労働大臣政務官及び三浦靖厚生労働大臣政務官をもって充てる。
 - 5 副本部長は、医務技監をもって充てる。
 - 6 本部員は、医政局長、労働基準局長、保険局長をもって充てる。
 - 7 本部長は、必要に応じ、本部員以外の者の参加を求めることができる。

(庶務)

第 3 条 本部の庶務は、労働基準局、保険局の協力を得て、医政局医事課医師等医療従事者働き方改革推進室において処理する。

(補則)

第 4 条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年 11 月 27 日から施行する。

附 則（令和 6 年 1 月 19 日一部改正）

この規程は、令和 6 年 1 月 19 日から施行する。